

# 相良村国土強靱化地域計画

令和2年3月

相良村

# 目 次

はじめに .....	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置づけ	
第1章 基本的な考え方 .....	4
1 基本目標	
2 強靱化を推進する上での基本的な方針	
第2章 本村の地域特性 .....	5
1 地理的特性	
2 自然環境	
3 本村における災害リスク	
第3章 脆弱性評価 .....	10
1 評価の枠組み及び手順	
2 評価の結果	
第4章 強靱化の推進方針 .....	13
第5章 計画の推進 .....	13
別紙 資料編 .....	14

## はじめに

### 1 計画策定の趣旨

熊本県内では、これまで数多くの自然災害に見舞われてきた。

近年では、平成 11 年の台風 18 号による高潮災害、平成 15 年の県南地域における土砂災害、平成 24 年の熊本広域大水害など、多くの風水害が発生している。

熊本広域大水害の際には、「被災された方々の痛みを最小化すること」、「単に元あった姿に戻すだけでなく、創造的な復興を目指すこと」、「復旧・復興を熊本の更なる発展につなげること」からなる「復旧・復興の 3 原則」を掲げ、復旧・復興に取り組んできた。この中で、災害への備えの強化として、施設整備等に加え、予防的避難の推進や自主防災組織の設立促進など、自助・共助・公助の観点から、地域防災力の向上に取り組んできた。

一方、国においては、東日本大震災（平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）の発生等を踏まえ、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「国土強靱化基本法」という。）が施行された。同法に基づき、平成 26 年 6 月には「国土強靱化基本計画」が策定され、同計画に基づく様々な取組みが進められている。

こうした中、平成 28 年 4 月に発生した「平成 28 年（2016 年）熊本地震」（以下「熊本地震」という。）においては、わずか 28 時間の間に、2 度にわたり震度 7 の激しい地震が熊本の地を襲った。同一地域で震度 7 を 2 度観測したのは、我が国観測史上初めてのことである。熊本地震では、熊本都市圏及び阿蘇地方を中心に、多くの尊い命が失われ、家屋倒壊や土砂災害など、県内に甚大な被害がもたらされた。

熊本県は、この未曾有の大災害からの早期復興を果たすため、熊本地震から 3 ヶ月半後に「平成 28 年熊本地震からの復旧・復興プラン」を策定して復旧・復興の方向性を示すとともに、熊本地震の対応に係る検証を踏まえ、県地域防災計画の見直しを行うなど、災害に対する備えの強化に取り組んでいるところである。

今後、本村内において、再び熊本地震や熊本広域大水害のような大災害がどこで発生してもおかしくないとの認識の下、国の国土強靱化に関する動向を踏まえ、その被害を最小限に抑え、迅速な復旧復興へとつながる、災害に強く安全安心な地域づくりを着実に推進するため、「相良村国土強靱化地域計画」を策定する。

## 2 計画の位置づけ

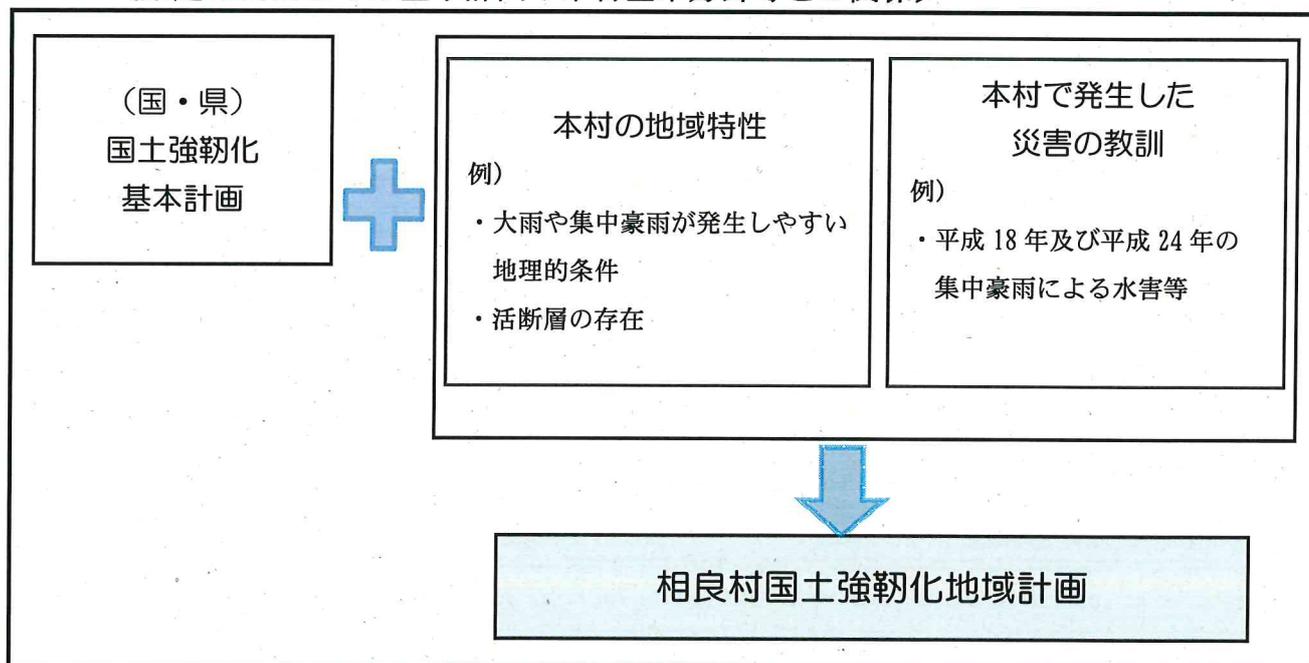
国土強靱化基本法第 13 条の規定に基づき、本村における国土の強靱化の指針として「相良村国土強靱化地域計画」を策定する。

地域計画の策定に当たっては、国の基本計画及び熊本県地域計画を踏まえつつ、本村の地理・地形等の地域特性とともに、これまで発生した大規模災害の教訓を踏まえたものとする。

地域計画は、熊本地震の検証、同検証を踏まえて改正された相良村地域防災計画や本村の基本方針である「相良村総合計画」も考慮して策定する。

これにより、今後起こり得る大規模自然災害に対して、ハード施策だけでなく、ソフト対策を含めた総合的な防災体制を整備するとともに、県境を越える大規模災害時の広域防災拠点としての基盤や機能の充実・強化を促進することで、災害に強く、安全安心に生活できる地域づくりを目指す。

＜策定に当たっての基本計画や本村基本方針等との関係＞



# 第1章 基本的な考え方

## 1 基本目標

国土強靱化基本法第14条において、市区町村の国土強靱化地域計画は、国の基本計画との調和が保たれたものでなければならずとされ、国土強靱化地域計画策定ガイドラインにおいては、国土強靱化地域計画の目標は、基本計画における目標と調和を保つよう留意することとされている。また、県全体で強靱化に取り組んでいくため、熊本県の地域計画とも相互に調和を図ることも必要である。

このため、本計画では、「平成28年熊本地震からの復旧・復興プラン」の「災害に強く誇れる<sup>たから</sup>資産を次代につなぎ夢にあふれる新たな熊本」という熊本の将来像を念頭に置き、相良村が強靱化を推進するうえでの基本目標として、次の6つを掲げ、関連施策の推進に努めるものとする。

- ① 村民の生命を守ること
- ② 村及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 村民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること
- ④ 被災された方々の痛みを最小化すること
- ⑤ 被災した場合も迅速な復旧復興を可能にすること
- ⑥ 九州を支える防災拠点として機能すること

## 2 強靱化を推進する上での基本的な方針

国土強靱化の理念を踏まえ、大規模自然災害に備えて、事前防災、減災及び迅速な復旧復興に資する強靱な地域づくりについて、東日本大震災や熊本地震など過去の災害から得た経験を教訓としつつ、以下の方針に基づき推進する。

### (1) 強靱化に向けた取組姿勢

- ① 相良村の強靱性を損なう要因についてあらゆる側面から検討を加え、取組みにあたること。
- ② 短期的な視点のみならず、長期的な視野も持って計画的な取組みにあたること。
- ③ 災害に強い地域づくりを進めることにより、地域の活力を高め、地域経済の持続的な成

長につなげるとともに、各地域の特性を踏まえつつ、地域間の連携を強化する視点を持つこと。

- ④ 大規模災害に備え、県及び市町村の連携だけでなく、国、他都道府県及び民間との連携を強化し、広域的な応援・受援体制を整備すること。
- ⑤ 九州を支える広域防災拠点として、県境を越える広域的な災害に対応できるような体制を整備すること。

## (2) 効率的かつ効果的な施策の推進

- ① 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備すること。
- ② 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官（国、県、市町村）と民（住民、民間事業者等）が適切に連携及び役割分担して取り組むこと。
- ③ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。
- ④ 人口の減少や社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること。
- ⑤ 国の施策の適切かつ積極的な活用、既存の社会資本の有効活用、民間資金の積極的な活用を図ること等により、効率的かつ効果的に施策を推進すること。
- ⑥ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- ⑦ 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進すること。

## (3) 地域の特性に応じた施策の推進

- ① 地域の強靱化の推進には、地域の共助による取り組みも重要であることから、人のつながりやコミュニティ機能の維持に努めること。
- ② 高齢者、障がい者、外国人、女性、子供等の状況に配慮して施策を講じること。
- ③ 自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮すること。

## 第2章 相良村の地域特性

### 1 地理的特性

相良村は、熊本県南部に位置し、総面積は94.54 km<sup>2</sup>で山林が占める割合は、約7割となっている。また、球磨川水系の川辺川が北から南へ縦断している。

### 2 自然環境

#### (1) 相良村の気候

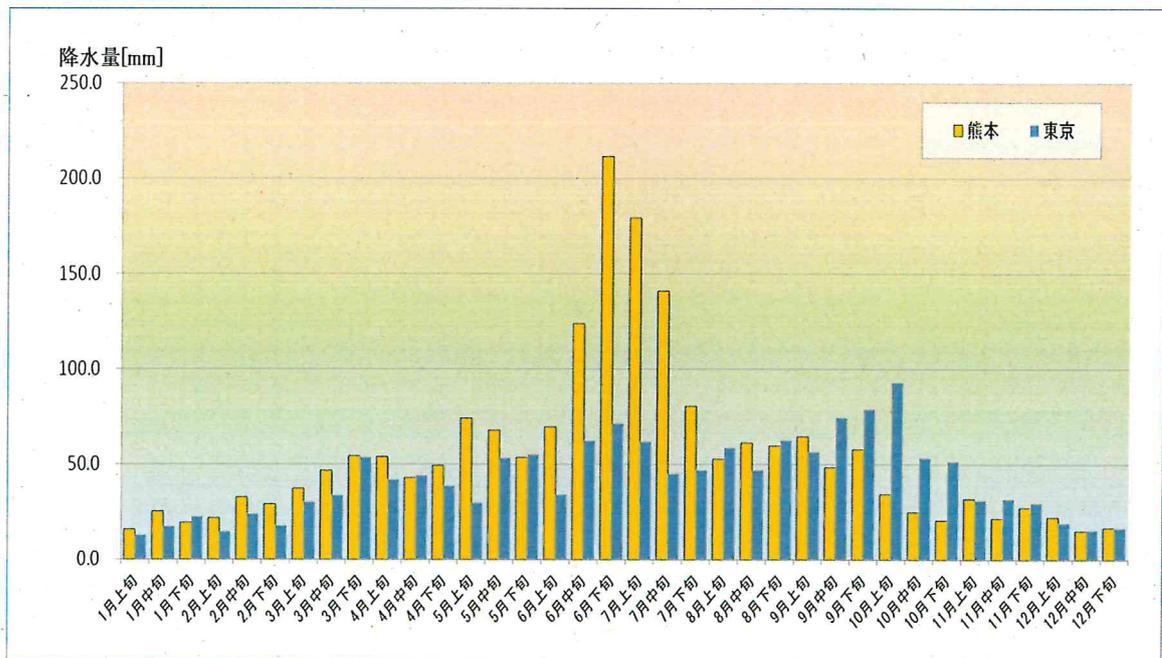
相良村がある球磨地方は、人吉盆地を中心とした内陸的な気候と山地型の気候となっている。  
(出典：熊本地方気象台)

#### (2) 相良村の降水量

熊本県は九州山地の西側にあたるため、東シナ海から暖かく湿った空気が入りやすく、大雨や集中豪雨が発生しやすい。

特に、梅雨時期の降水量は多く(6月～7月の2ヵ月間に、年間降水量の約4割が降る)、たびたび土砂災害や洪水の被害をもたらす原因にもなる。

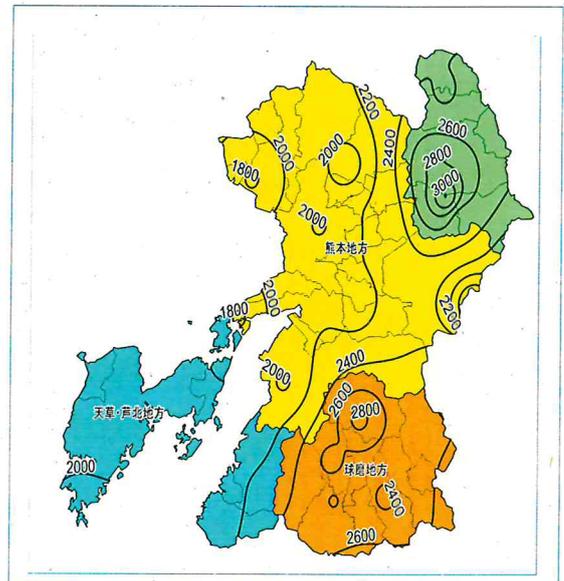
(参考：東京都との年間降水量の比較)



(気象庁資料を参考に県作成)

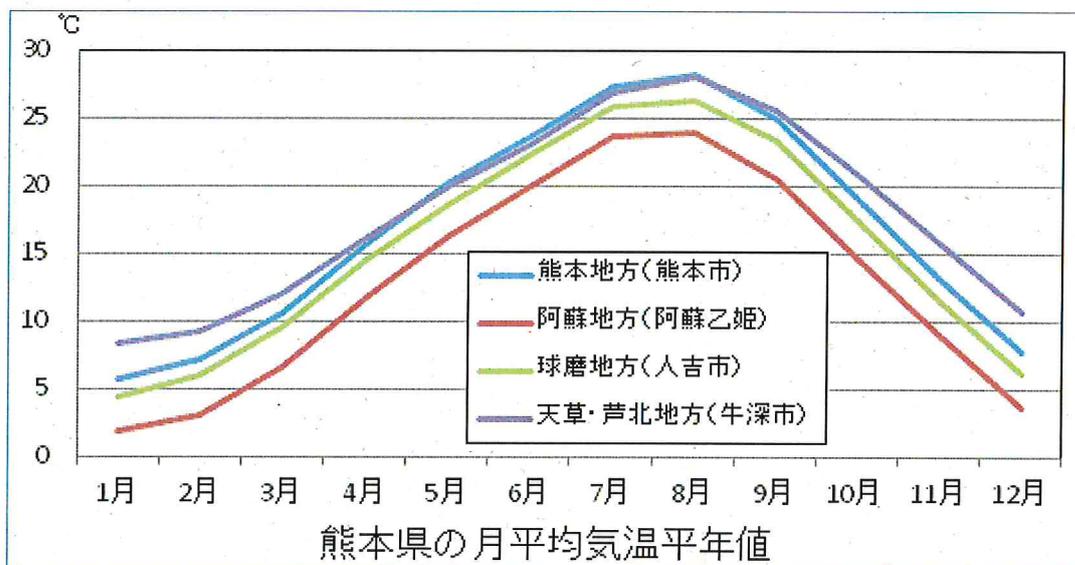
相良村の年間の降水量を見ると、2,800 mmに達している。

(右図) 相良村の年間降水量分布図 単位 (mm)



### (3) 相良村の気温

球磨地方の平均気温は13℃～15℃で、夏は涼しいが、冬は寒さが厳しくなっている。



(出典：熊本地方気象台ホームページ)

## 3 相良村における災害リスク

### (1) 風水害

#### ① 梅雨期の大雨による水害

第2章1で示した地理的特性から、熊本県では梅雨時期に大雨が発生することが多い。本県付近に停滞する梅雨前線に向かって南西海上から暖かく湿った空気が流入しやすく、この空気が山地の西側斜面等に当たり上昇気流を発生させ、県内に集中的な大雨を発生させることもある。このような地形により、川辺川、球磨川の上流域で、大雨が降りやすい。

## ② 台風による災害

熊本県では、台風が九州の西岸に接近又は上陸する場合に大きな災害が特に発生しやすい。災害の種類としては風雨によるものである。

【参考1】 県内過去の主な風水害・土砂災害、台風による被害（昭和以降）（熊本県提供）

西暦(和暦)	種類	被害地域	主な被害
1927.9.12～13 (昭和2)	台風による潮害	飽託、玉名海岸	死者423人、全半壊1,978戸、浸水 334戸
1953.6.26～28 (昭和28)	豪雨による大水害	県下全域	死者563人、全半壊8,367戸、浸水88,053戸
1957.7.26 (昭和32)	豪雨による水害	金峰山系 等	死者183人、全半壊 284戸、浸水10,832戸
1972.7.3～6 (昭和47)	豪雨による水害	天草上島 等	死者123人、全半壊 973戸、浸水37,583戸
1982.7.23～25 (昭和57)	豪雨による水害	県下全域	死者 23人、全半壊 183戸、浸水24,574戸
1984.6.21～7.1 (昭和59)	豪雨による水害	特に五木村	死者 16人、全半壊 6戸、浸水 578戸
1990.6.28～7.3 (平成2)	豪雨による水害	県下全域	死者 17人、全半壊 217戸、浸水 7,563戸
1991.9.27 (平成3)	台風による被害	県下全域	死者 4人、全半壊1,889戸、浸水 24戸
1999.9.23～24 (平成11)	台風による被害	県下全域	死者 16人、全半壊1,818戸、浸水 1,925戸
2003.7.20 (平成15)	豪雨による水害	県南部	死者 19人、全半壊 25戸、浸水 503戸
2012.7.12 (平成24)	豪雨による水害	県下全域	死者 25人、全半壊1,462戸、浸水 582戸
2016.6.19～25 (平成28)	豪雨による水害	県下全域	死者 5人、全半壊 130戸、浸水 645戸

## (2) 地震災害

### ① 県内の活断層

本村に影響を及ぼす主要活断層としては人吉盆地南縁断層が存在し、地震調査研究推進本部地震調査委員会によるとマグニチュード7を超える地震が予測されている。

【参考2】 主要活断層の長期評価（熊本県提供）

活断層帯名	予想地震規模 (マグニチュード)	相対的評価 ※1	30年以内の 地震発生確率
布田川断層帯 (宇土半島北岸区間)	7.2 程度以上	Xランク ※2	不明
布田川断層帯 (宇土区間)	7.0 程度	Xランク ※2	不明
布田川断層帯 (布田川区間)	7.0 程度	Zランク	ほぼ0%
日奈久断層帯 (八代海区間)	7.3 程度	S*ランク	ほぼ0%～16%
日奈久断層帯 (日奈久区間)	7.5 程度	S*ランク	ほぼ0%～6%
日奈久断層帯 (高野一白旗区間)	6.8 程度	Xランク ※2	不明
緑川断層帯	7.4 程度	Zランク	ほぼ0.04%～0.09%
出水断層帯	7.0 程度	A*ランク	ほぼ0%～1%
人吉盆地南縁断層	7.1 程度	A*ランク	1%以下
別府・万年山断層帯 (別府湾-日出生断層帯/東部)	7.6 程度	Zランク	ほぼ0%
別府・万年山断層帯 (別府湾-日出生断層帯/西部)	7.3 程度	Zランク	ほぼ0%～0.05%
別府・万年山断層帯 (大分平野-湯布院断層帯/東部)	7.2 程度	S*ランク	0.04%～4%
別府・万年山断層帯 (大分平野-湯布院断層帯/西部)	6.7 程度	Sランク	2%～4%
別府・万年山断層帯 (野稻岳-万年山断層帯)	7.3 程度	A*ランク	ほぼ0%～3% (最大2.6%)
別府・万年山断層帯 (崖平山-亀石山断層帯)	7.4 程度	Zランク	ほぼ0%

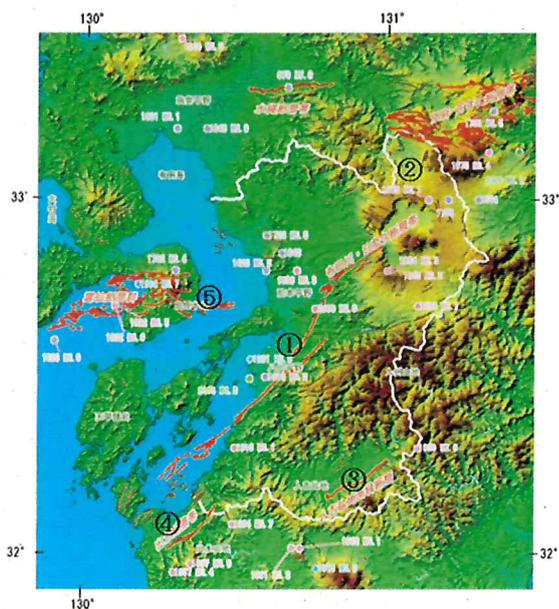
※1 活断層における今後30年以内の地震発生確率が3%以上を「Sランク」、0.1～3%を「Aランク」、0.1%未満を「Zランク」、不明(すぐに地震が起きることが否定できない)を「Xランク」と表記している。地震後経過率(※3)が0.7以上である活断層については、ランクに「\*」を付記している。

※2 断層帯の平均活動間隔が判明していない等の理由により、地震発生確率を求めることができないもの。

※3 最新活動(地震発生)時期から評価時点までの経過時間を、平均活動間隔で割った値。最新の地震発生時期から評価時点までの経過時間が、平均活動間隔に達すると1.0となる。

【出典：主要活断層の長期評価結果一覧(2017年1月1日での算定)【都道府県別】(地震調査研究推進本部地震調査委員会)】

[参考3] 熊本周辺の主要活断層（熊本県提供）



- ①布田川・日奈久断層帯
- ②別府・万年山断層帯
- ③人吉盆地南縁断層
- ④出水断層帯
- ⑤雲仙断層群

西暦(和暦)	地域	地震規模	主な被害
744.6.6 (大平16)	天草郡、八代郡、葦北郡	M7.0	死者1,520人、民家流出470戸
1619.5.1 (元和5)	肥後八代	M6.0	麦島城はじめ家屋が破壊
1625.7.21 (寛永2)	熊本	M5~6	死者50人、熊本城の石垣が一部崩落
1723.12.19 (享保8)	肥後・豊後・筑後	M6.5	死者2人、倒家980戸
1769.8.29 (明和6)	日向・豊後・肥後	M7.4	県内で津波確認
1792.5.21 (寛政4)	雲仙岳	M6.4	対岸の本県でも津波による被害多大(後に「島原大変・肥後迷惑」と呼ばれた。県内の津波高10m~20m)
1889.7.28 (明治22)	熊本付近	M6.3	死者20人、負傷者52人、家屋全壊228戸・半壊138戸 等
1975.1.23 (昭和50)	熊本県北東	M6.1	負傷10人、道路損壊12カ所 等 震度5(阿蘇山)
2011.10.5 (平成23)	熊本地方	M4.4	震度5強(菊池市旭志)
2016.4.14 (平成28) [前震](注)	熊本地方	M6.5	人的被害: 死者244人 重軽傷者2,715人 住家被害: 197,042棟 (全壊8,664棟 半壊34,364棟) (平成29年9月13日時点)
2016.4.16 (平成28) [本震](注)	熊本地方	M7.3	

(注)平成28年(2016年)熊本地震の震度(震度6弱以上を観測した県内市町村)

[前震時の震度]	震度7(益城町) 震度6弱(熊本市、玉名市、宇城市、西原村、嘉島町)
[本震時の震度]	震度7(益城町、西原村) 震度6強(熊本市、菊池市、宇土市、宇城市、合志市、大津町、南阿蘇村、嘉島町) 震度6弱(八代市、玉名市、天草市、上天草市、阿蘇市、美里町、和水町、菊陽町、御船町、山都町、氷川町)

[参考4] 熊本県地震・津波被害想定調査結果（熊本県提供）

平成23年に発生した東日本大震災を踏まえ、県内で起こりうる最大クラスの地震及び津波の規模を推計し、各種被害の全体像の把握を行うことを目的として、被害の推計を行った。(平成25年3月)

[対象] 熊本県への被害が大きいとされる次の断層帯の揺れを想定

[被害想定結果] (主な項目を抜粋)

項目 (注1)		布田川・日奈久 断層帯 中部・南西部連動型 (注3)	別府・万年山断層帯 (注3)	人吉盆地南縁断層	出水断層帯	雲仙断層群 南東部単独	南海トラフ 最大値
地震規模 津波高	地震規模	マグニチュード 7.9	マグニチュード 7.3	マグニチュード 7.1	マグニチュード 7.0	マグニチュード 7.1	マグニチュード 9.1
	タイプ	活断層	活断層	活断層	活断層	活断層	プレート型
	最大想定震度	震度7	震度6強	震度7	震度6強	震度6弱	震度6弱
	津波高(TP.m)	3.4 TP.m	対象外(注2)	対象外(注2)	対象外(注2)	3.5 TP.m	3.8 TP.m
	津波波高(m)	1.2m	対象外(注2)	対象外(注2)	対象外(注2)	1.4m	2.0m
建物	全壊棟数	28,000 棟	410 棟	5,400 棟	560 棟	11,500 棟	18,900 棟
	半壊棟数	82,300 棟	1,400 棟	11,400 棟	1,200 棟	40,900 棟	55,900 棟
人的被害	死者数	960 人	10 人	300 人	一人	100 人	120 人
	重傷者数	4,700 人	60 人	750 人	10 人	1,300 人	1,800 人
	軽傷者数	22,700 人	380 人	2,900 人	70 人	3,500 人	5,700 人
	避難生活者数	156,000 人	3,400 人	15,100 人	2,300 人	11,100 人	17,300 人
	疎開者数	84,000 人	1,800 人	8,100 人	1,200 人	5,900 人	9,300 人

(注1) 本表には、冬の午前5時、風速11m/秒の被害を記載。

(注2) 別府・万年山断層帯、人吉南縁盆地断層、出水断層帯では、津波による被害は想定していない。

(注3) 布田川・日奈久断層帯(中部・南西部連動型)と別府・万年山断層帯では、項目ごとに被害が最大となるケースを記載している。

### 第3章 脆弱性評価（※資料編参照）

#### 1 評価の枠組み及び手順

##### (1) 想定する自然災害（リスク）

本計画においては、第2章で示した本村の地域特性及び過去に発生した災害を踏まえ、本村に甚大な被害をもたらすおそれがある大規模自然災害を対象とする。

##### (2) 起きてはならない最悪の事態の設定

国の基本計画においては、8つの「事前に備えるべき目標」と、その妨げとなるものとして45の「起きてはならない最悪の事態」が設定されているが、本村の地域特性を考慮し、また、熊本県の地域計画とも相互に調和を図ることも必要であるため、熊本県が設定をした8つの「事前に備えるべき目標」と、49の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	大規模地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
	1-2	大規模地震等による不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による死傷者の発生
	1-3	津波・高潮等による多数の死傷者の発生
	1-4	台風や集中豪雨等の大規模風水害等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生
	1-5	大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり脆弱性が高まる事態
	1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2	避難所の被災や大量の避難者発生等による避難場所の絶対的不足及び支援機能の麻痺
	2-3	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
	2-4	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足、支援ルートの途絶による救助・救急活動の麻痺
	2-5	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
	2-6	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足
	2-7	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
	2-8	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な広域防災拠点を含む行政機能は確保する	3-1	留置施設からの被収容者の逃亡、職員・施設等の被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化
	3-2	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
	3-3	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	3-4	広域防災拠点の被災による機能の大幅な低下

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
	4-2	郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態
	4-3	テレビ・ラジオ放送の中断等により情報が伝達できない事態
5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下
	5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
	5-3	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
	5-4	海上輸送の機能の停止による地域経済への甚大な影響
	5-5	農地や農業用施設等の大規模な被災による農林水産業の競争力の低下
	5-6	基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止
	5-7	広域防災拠点である阿蘇くまもと空港と天草空港の機能停止
	5-8	金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態
	5-9	食料等の安定供給の停滞
6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
	6-5	異常湧水や地震等による地下水の変化等による用水の供給の途絶
7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生
	7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生
	7-3	沿線・沿道の建築物等倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
	7-4	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	7-5	有害物質の大規模拡散・流出
	7-6	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
	7-7	火山噴火による地域社会への甚大な影響
	7-8	風評被害等による地域経済等への甚大な影響
8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-2	復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者、ボランティア等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3	被災者の生活再建が大幅に遅れる事態
	8-4	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-5	道路や鉄道等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-6	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

### (3) 評価の実施手順

- ① 各課において、起きてはならない最悪の事態を回避するための取組みの方向性を検討する。
- ② ①の結果を踏まえ、最悪の事態の回避に向けて今後の施策の推進方針についてとりまとめる。
- ③ 施策の進捗状況を表す「重要業績指標（KPI）」を検討・設定する。

## 2 評価の結果

脆弱性評価結果は別紙のとおりであり、評価結果のポイントは以下のとおりである。

### (1) ハード整備とソフト施策を適切に組み合わせた総合的な防災体制整備が必要

防災施設の整備や耐震化等のハード対策は、施策の実施や効果の発現までに時間を要すること、実施主体の財源に限りがあること等を踏まえ、迅速な避難体制整備や啓発、訓練などのソフト対策を適切に組み合わせて、総合的な防災体制を整備する必要がある。

### (2) 代替性・多重性（リダンダンシー）の確保等が必要

本村に甚大な被害をもたらすおそれがある大規模自然災害に備えるためには、個々の施設の耐災性をいかに高めても万全とは言えない。特に、行政や情報通信、交通インフラ等の分野においては、一旦そのシステム等が途絶えると、その影響は甚大である。

そのため、バックアップとなる施設や仕組みなど、代替性・多重性（リダンダンシー）を確保するとともに、業務継続計画（BCP）等に基づく業務継続体制を整備する必要がある。

### (3) 国、県、他市町村、防災関係機関との平時からの連携が必要

強靱化に向けた取組みの実施主体は、国、県、市町村、防災関係機関、民間事業者、NPO、県民など多岐にわたっており、施策を着実に推進するためには、各主体が連携して対応することが重要であり、日頃の訓練や情報共有・連絡調整等を通じ、実効性を確保する必要がある。

また、大規模災害時は、市町村内だけでの対応では不十分であり、大規模災害に備え、県及び市町村の連携だけでなく、平時から国や他都道府県や民間との連携を強化し、広域的な応援・受援体制を整備する必要がある。

### (4) 自助・共助・公助の適切な組み合わせと官民の連携が必要

災害の規模が大きくなれば、警察、消防、自衛隊等の実働機関や県・市町村だけでは対応が行き届かない部分が生じるため、自助や共助による対応が不可欠である。

また、個々の施策の実施主体は、県・市町村だけでなく、民間事業者、NPO、県民など多岐にわたるが、特に大規模災害時には、民間事業者やNPO等との連携が必要

であり、平時から連携体制を構築しておく必要がある。

#### (5) 特性を踏まえた土地利用の適正化が必要

平成 24 年の熊本広域大水害や平成 28 年熊本地震をはじめ、全国的に大規模災害が頻発する中、災害リスクの高い地域の土地利用の適切な制限や、安全性を優先的に考慮した土地利用を図る必要がある。

### 第 4 章 強靱化の推進方針（※資料編参照）

本村は、第 2 章に示したとおり、地理的・地形的に大雨が発生しやすい。

このような本村における災害リスクを踏まえ、第 3 章に示したとおり、「起きてはならない最悪の事態」を設定し、当該事態を回避するための取組みの方向性を検討のうえ、今後、以下の施策を推進することとする。

### 第 5 章 計画の推進（※資料編参照）

本計画による強靱化を着実に推進するため、施策の進捗状況の把握等を行うために設定した重要業績指標（KPI）を用いて進捗管理を行うとともに、PDCAサイクルを繰り返し、全庁が一体となって取組みを推進することとする。

また、本計画は、今後の地域強靱化を取り巻く社会経済情勢等の変化や、国・熊本県及び本村の国土強靱化施策の推進状況等を考慮し、概ね 5 年ごとに内容を見直すこととする。

# 別紙 資料編









実施すべき目標	起きている見えない原因の事型	(事態を回避するするための施策の名称)	再発	脆弱性評価結果	【対応方策の概要(推進方針)】	取組主体、関係機関等	個別の事案		重要業績指標		重点項目	担当課
							※真体の取組内容や事業箇所等を記載【実施主体】	現状値	目標値	時点(年度)		
1-5	大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり脆弱性が高まる事態				【対応方策の概要(推進方針)】							
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる											
		(登山者情報の把握の促進)		○ 災害発生時の空回距離と捜索救助活動を迅速かつ円滑に行うため、登山道の届出について周知徹底を図る。		相良村						総務課
		(山中・土砂災害対策の促進)		○ 山中・土砂災害対策による大規模な土砂災害により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、山中・土砂災害対策の推進や土砂災害警戒区域等指定区域など、山中・土砂災害対策を進める必要がある。		相良村						産業振興課 建設課
		(災害対応業務の標準化・共有化)	1-1再掲	○ 関係機関が連携した災害対応を行うためのタイムライン整備等		相良村						総務課
		(防災訓練の実施)	1-1再掲	○ 初期対応力強化のための防災訓練による災害対応業務の習熟や関係機関の連携強化 ○ 人事異動前の研修実施、災害対応関係職員の手帳整備等		相良村						総務課

実施に 当たり べき 事項	実施の時期	実施の回数	実施の場所	実施の目的	実施の概要	実施の状況	実施の成果	実施の課題	実施の担当者	重要業績指標		担当課
										時点 (年度)	目標値	
1-6					【対応方策の概要(推進方針)】 対応方策 (今後必要となる取組(概要)) 個別の事案 ※具体的取組内容や事業箇所等を記載【実施主体】							
<b>情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生</b>												
1-1					(防災情報等の迅速かつ的確な伝達) 47. Jアラート・アラートの活用及び町民システムによる情報伝達 48. 報道関係者との連携体制構築 49. 県統合型防災情報システムやメール・SMSやHPを活用した情報伝達体制構築				相良村			総務課
					31. 避難行動の遅れ等により死傷者が発生するおそれがあること から、村において避難行動等の発生に必要となる情報伝達手段として、 32. 防災訓練等による避難行動の意味や重要性の周知、啓蒙				相良村			総務課
					(通信手段の機能強化) 67. 通信手段の強化、非常用無線機の整備、電灯や燃料の供給に 関する協定締結等、通信手段の多様化 (警察・消防の連携強化) 68. 警察・消防の連携強化システムの前炎伝達等				相良村 国 相良村			総務課
					(防災訓練等の実施) 69. 避難行動支援者等の見直しや個別訓練や事業員に対する防 災教育実施 (観光客の安全確保等) 70. 観光施設や宿泊施設における避難訓練や従業員に対する防 災教育実施 (外国人に対する情報伝達の確保) 71. 外国人にわかりやすい防災・ヘルプシート等による情報伝達、以 時の多言語対応による相談窓口の設置等 (情報伝達体制の整備と地域連携) 72. 村と自主防災組織との連携、自主防災組織等の活動強化、地 域防犯リーダーの育成 (学校の災害対応の強化) 73. 学校内での多様な情報伝達体制整備、訓練実施 74. 児童生徒等の安全確保に向けた地域・保護者・関係機関等の 連携体制構築等 (事前予測が可能な災害への対応) 45. 関係機関が適切な対応するための訓練実施等 46. 危険が切迫する前段階に避難するよう、危険が切迫す る前の避難のよう、事前予測の重要性について啓蒙する。また、避難行動 の意味や重要性の周知、啓蒙を定める。		14%	50%	相良村 相良村 相良村 相良村 相良村 相良村 相良村 相良村 相良村 相良村 相良村 相良村 相良村	R2 H31	総務課 保健福祉課 産業振興課 総務課 産業振興課 総務課 総務課 総務課 総務課 総務課 総務課 総務課	









実施するべき項目	取組の名称	実施の概要	実施の状況	実施の成果	実施の課題	実施の進捗		担当課
						進捗率	達成率	
2-5	必要対応策を迅速に実施するための施策の名称	<p>121 総合防災センターの整備を進め、災害対応機能の向上を図る。</p> <p>122 総合防災センターの整備を進め、災害対応機能の向上を図る。</p> <p>123 避難所の確保や避難生活の支援の充実を図る。</p> <p>124 避難所の確保や避難生活の支援の充実を図る。</p> <p>125 避難所の確保や避難生活の支援の充実を図る。</p>	県	<p>121 総合防災センターの整備を進め、災害対応機能の向上を図る。</p> <p>122 総合防災センターの整備を進め、災害対応機能の向上を図る。</p> <p>123 避難所の確保や避難生活の支援の充実を図る。</p> <p>124 避難所の確保や避難生活の支援の充実を図る。</p> <p>125 避難所の確保や避難生活の支援の充実を図る。</p>	<p>121 100%</p> <p>122 10%</p> <p>123 0%</p> <p>124 0%</p> <p>125 0%</p>	H30	R10	建設課
2-6	必要対応策を迅速に実施するための施策の名称	<p>126 避難所の確保や避難生活の支援の充実を図る。</p> <p>127 避難所の確保や避難生活の支援の充実を図る。</p> <p>128 避難所の確保や避難生活の支援の充実を図る。</p> <p>129 避難所の確保や避難生活の支援の充実を図る。</p> <p>130 避難所の確保や避難生活の支援の充実を図る。</p>	相良村 相良村 相良村	<p>126 避難所の確保や避難生活の支援の充実を図る。</p> <p>127 避難所の確保や避難生活の支援の充実を図る。</p> <p>128 避難所の確保や避難生活の支援の充実を図る。</p> <p>129 避難所の確保や避難生活の支援の充実を図る。</p> <p>130 避難所の確保や避難生活の支援の充実を図る。</p>	<p>126 100%</p> <p>127 10%</p> <p>128 10%</p> <p>129 0%</p> <p>130 0%</p>	H30	R10	建設課
<p>【対応方策の概要(推進方針)】</p> <p>救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶</p>								
<p>【対応方策の概要(推進方針)】</p> <p>想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足</p>								
2-7	必要対応策を迅速に実施するための施策の名称	<p>131 帰宅困難者への支援体制の整備</p> <p>132 帰宅困難者への支援体制の整備</p> <p>133 帰宅困難者への支援体制の整備</p>	県 相良村 相良村	<p>131 帰宅困難者への支援体制の整備</p> <p>132 帰宅困難者への支援体制の整備</p> <p>133 帰宅困難者への支援体制の整備</p>	<p>131 100%</p> <p>132 10%</p> <p>133 0%</p>	H30	R10	総務課





事項に 係る ページ 目録	3-1	3-2	3-3	【対応方策 (今後必要となる取組・施策) 【対応方策の概要(推進方針)】	取組主体・ 関係機関等	個別の事業 ※具体的取組内容や事業箇所等を記載【実施主体】	重要業績指標		担当課		
							現状値	目標値			
3	<p>3-1 留置施設からの被収容者の逃亡、職員・施設等の被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化</p>	<p>3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発</p>	<p>3-3 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下</p>	<p>【対応方策 (今後必要となる取組・施策) 【対応方策の概要(推進方針)】</p>	<p>取組主体・ 関係機関等</p>	<p>個別の事業 ※具体的取組内容や事業箇所等を記載【実施主体】</p>	重要業績指標	現状値	目標値	担当課	
				<p>(防犯拠点施設等の耐火性の強化)</p> <p>160 庁舎等の防犯拠点施設や学校等の指定避難所などの建築物の非構造部材も含めた耐震化等</p> <p>161 庁舎等の非常用電源設備整備、電力や燃料供給に関する施設整備等</p> <p>162 応急対策や救助活動の拠点となる施設の地域機関員としての準備確保</p>	<p>大規模災害時の被災者対応の取組に付加して行政機能が大幅に低下し、応急対策や救助活動等の取組に支障をきたすこと、庁舎等の被災拠点施設等の耐火性を強化する必要がある。</p>	<p>県 相良村 事業所等</p>				総務課 教育委員会	
				<p>(業務継続可能な体制の整備)</p> <p>163 庁舎BOPの高度化、BOPの策定</p> <p>164 要援対象の策定、県地域防災計画に基づく個別分野別のマニュアル等見直し</p> <p>165 ネットワークの強化による二重化、情報漏洩の防止等</p> <p>(学校における業務のスムーズ化とBOPの策定)</p> <p>166 出張時に専任する行事や職員の業務をあらかじめ定めておくBOPの策定等</p>	<p>大規模災害時には災害対応業務が大幅かつ長期間継続するに支障をきたすこと、庁舎や職員の被災、又はマニュアルの存在しないことによる業務の中断による業務の停止等、業務継続可能な体制を整える必要がある。</p>	<p>県 相良村</p>				総務課	
											総務委員会



期別に 見える 目標	起すでは 必要の事 4-1	(事態を回避を回避するための施策の名称) 現在の取組 (事態を回避するための施策の概要)	時期	脆弱性評価結果	対応方針 (今後必要となる取組 施策) 【対応方針の概要(推進方針)】	取組主体・ 関係機関等	重要業績指標		担当課	
							現状値	目標値		時点 (年度)
4	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止								
		(防災拠点施設等の非常用電源の整備の進捗)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大規模災害時、電力供給の途絶により情報通信が停止することが予想され、迅速かつ適切な災害対応が求められることから、代替手段を含め通信の確保が求められるため、非常用電源の整備を進め、代替手段を含め通信の確保を図る。</li> <li>○ 大規模災害時、通信途絶が発生し、四、県の防災関係機関との通信が途絶するおそれがあることから、代替手段を含め通信の確保を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大規模災害時、防災行政無線等の情報通信設備について7時間程度の機能維持が可能となるよう、防災活動の拠点となる施設においては、非常用電源の整備の推進、非常用電源からの電力供給確保の確保とともに、災害時における電力や燃料の供給に資する協定締結等を推進する。</li> <li>○ 大規模災害時、通信途絶が発生し、四、県の防災関係機関との通信が途絶するおそれがあることから、代替手段を含め通信の確保を図る。</li> <li>○ 大規模災害時、通信途絶が発生し、四、県の防災関係機関との通信が途絶するおそれがあることから、代替手段を含め通信の確保を図る。</li> <li>○ 非常用電源の整備及び電力や燃料の供給に関する協定締結等により、通信手段の多様化を図る。</li> <li>○ 災害活動時に使用する衛星携帯電話、可搬型防災行政無線等の整備を推進する。</li> <li>○ 四、県、電気通信事業者の協力を得て、電源車や衛星携帯電話の貸出しを受け付け、災害時における通信の確保を図る。</li> </ul>	県 相良村 事業者等				
		(通信手段の機能強化)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大規模災害時、通信途絶が発生し、四、県の防災関係機関との通信が途絶するおそれがあることから、代替手段を含め通信の確保を図る。</li> <li>○ 大規模災害時、通信途絶が発生し、四、県の防災関係機関との通信が途絶するおそれがあることから、代替手段を含め通信の確保を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大規模災害時、通信途絶が発生し、四、県の防災関係機関との通信が途絶するおそれがあることから、代替手段を含め通信の確保を図る。</li> <li>○ 大規模災害時、通信途絶が発生し、四、県の防災関係機関との通信が途絶するおそれがあることから、代替手段を含め通信の確保を図る。</li> </ul>	県 相良村 事業者等				
	4-2	郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大規模災害時、送達の手順や発生した郵便物の発生により郵便事業が停止するおそれがあるため、各地域を確保が確保される必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大規模災害時、送達の手順や発生した郵便物の発生により郵便事業が停止するおそれがあるため、各地域を確保が確保される必要がある。</li> <li>○ 大規模災害時、送達の手順や発生した郵便物の発生により郵便事業が停止するおそれがあるため、各地域を確保が確保される必要がある。</li> </ul>	県 相良村				
	4-3	テレビジョン放送の中断等により情報伝達できない事態		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大規模災害時、送達の手順や発生した郵便物の発生により郵便事業が停止するおそれがあるため、各地域を確保が確保される必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大規模災害時、送達の手順や発生した郵便物の発生により郵便事業が停止するおそれがあるため、各地域を確保が確保される必要がある。</li> <li>○ 大規模災害時、送達の手順や発生した郵便物の発生により郵便事業が停止するおそれがあるため、各地域を確保が確保される必要がある。</li> </ul>	県 相良村 事業者等				
		(防災情報等の迅速かつ的確な伝達)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大規模災害時、送達の手順や発生した郵便物の発生により郵便事業が停止するおそれがあるため、各地域を確保が確保される必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大規模災害時、送達の手順や発生した郵便物の発生により郵便事業が停止するおそれがあるため、各地域を確保が確保される必要がある。</li> <li>○ 大規模災害時、送達の手順や発生した郵便物の発生により郵便事業が停止するおそれがあるため、各地域を確保が確保される必要がある。</li> </ul>	県 相良村 事業者等				
		(通信手段の機能強化)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大規模災害時、送達の手順や発生した郵便物の発生により郵便事業が停止するおそれがあるため、各地域を確保が確保される必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大規模災害時、送達の手順や発生した郵便物の発生により郵便事業が停止するおそれがあるため、各地域を確保が確保される必要がある。</li> <li>○ 大規模災害時、送達の手順や発生した郵便物の発生により郵便事業が停止するおそれがあるため、各地域を確保が確保される必要がある。</li> </ul>	県 相良村 事業者等				







実施すべき目標	(課題を回避・回避するための施策の名称) 現在の取組 (事業を回避するのための施策の概要)	再掲	説明性評価結果	対応方法 (今後必要となる取組・施策)	取得主体・関係機関等	個別の事業		重要業績指標		担当課	
						※具休の取組内容や事業箇所等を記載【実施主体】	現状値	時点 (年度)	目標値		時点 (年度)
機 5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を完全に確保しない	229 食料を運じた村民及び事業者における食料・飲料水等の備蓄の促進 (食庫や事業所における備蓄の促進)	2-1再掲	○ 大規模災害時、道路の寸断や停電の発生により物資供給等が滞り、食料や飲料水の不足が生じることがあることから、食料や飲料水の備蓄を促進する。 ○ 大規模災害時、食料や飲料水の不足が生じることがあることから、食料や飲料水の備蓄を促進する。	○ 大規模災害時、物資の供給が滞り始めるまでの間に、食料や飲料水の備蓄を促進する。 ○ 大規模災害時、食料や飲料水の不足が生じることがあることから、食料や飲料水の備蓄を促進する。	相良村 村民 事業者					総務課	
	230 食料や飲料水の備蓄の促進及び備蓄状況の把握 (物資輸送ルートへの確保に向けた取組)	2-1再掲	○ 大規模災害時、道路の寸断や停電の発生により物資供給等が滞り、食料や飲料水の不足が生じることがあることから、食料や飲料水の備蓄を促進する。 ○ 大規模災害時、食料や飲料水の不足が生じることがあることから、食料や飲料水の備蓄を促進する。	○ 大規模災害時、物資の供給が滞り始めるまでの間に、食料や飲料水の備蓄を促進する。 ○ 大規模災害時、食料や飲料水の不足が生じることがあることから、食料や飲料水の備蓄を促進する。	相良村 村民 事業者					建設課	
	231 茶湯屋の防災機能強化に向けた整備 (災害時の活動拠点等の整備)	2-2再掲	○ 大規模災害時、自衛隊による避難所が確保できないため、大規模災害時に避難所となる茶湯屋の整備を促進する。 ○ 大規模災害時、自衛隊による避難所が確保できないため、大規模災害時に避難所となる茶湯屋の整備を促進する。	○ 大規模災害時、物資の供給が滞り始めるまでの間に、食料や飲料水の備蓄を促進する。 ○ 大規模災害時、食料や飲料水の不足が生じることがあることから、食料や飲料水の備蓄を促進する。	相良村 事業者						産業振興課
	232 茶湯屋の防災機能強化に向けた整備 (茶湯屋の防災機能強化に向けた取組)	2-2再掲	○ 大規模災害時、自衛隊による避難所が確保できないため、大規模災害時に避難所となる茶湯屋の整備を促進する。 ○ 大規模災害時、自衛隊による避難所が確保できないため、大規模災害時に避難所となる茶湯屋の整備を促進する。	○ 大規模災害時、物資の供給が滞り始めるまでの間に、食料や飲料水の備蓄を促進する。 ○ 大規模災害時、食料や飲料水の不足が生じることがあることから、食料や飲料水の備蓄を促進する。	相良村 事業者						





実施すべき最急の事項 7-1	(事態を回避を回避するための施策の名称) 現在の取組 (事態を回避するための施策の概要)	再発	脆弱性評価結果	対応方策 (今後必要となる取組 施策) 【対応方策の概要(推進方針)】	取得主体・関係機関等	重要業績指標		担当課
						現状値	目標値	
市街地での大規模火災の発生	(住宅密集地における火災の抑制)	232 専断等を利用した道路、公園等の整備、火災に強く安全なまちづくり 233 感度センサーや防災用品、住宅用火災警報器等の普及	1-4再掲	○ 大規模火災は、住宅密集地では広域にわたって同時に火災が発生し、大規模火災となるおそれがあることから、住宅密集地における火災の抑制が重要である。また、住宅密集地における火災の抑制には、感度センサーや防災用品、住宅用火災警報器等の普及が重要である。 ○ 大規模火災発生時、発生した火災の拡大を抑制し、火災の被害を軽減するため、感度センサーや防災用品、住宅用火災警報器等の普及が重要である。	県 相良村 事業者			総務課 建設課
	(消防の災害対応能力の強化)	264 消防人員の確保及び救助用資機材の整備・充実等 (県内消防団体制の活用)	2-4再掲	○ 大規模火災発生時、消防活動の遅れにより多数の死傷者が発生し、大規模火災となるおそれがあることから、住宅密集地における火災の抑制が重要である。また、住宅密集地における火災の抑制には、感度センサーや防災用品、住宅用火災警報器等の普及が重要である。 ○ 大規模火災発生時、消防活動の遅れにより多数の死傷者が発生し、大規模火災となるおそれがあることから、住宅密集地における火災の抑制が重要である。また、住宅密集地における火災の抑制には、感度センサーや防災用品、住宅用火災警報器等の普及が重要である。	県 相良村			総務課
海上・臨海部の広域複合災害の発生	(自衛隊、警察、消防、海保等の県外からの応援部隊の導入体制の整備)	265 県内消防団互恵協定変遷計画に基づいた相互応援体制づくり (自衛隊、警察、消防、海保等の県外からの応援部隊の導入体制の整備)	2-4再掲	○ 大規模火災発生時、消防活動の遅れにより多数の死傷者が発生し、大規模火災となるおそれがあることから、住宅密集地における火災の抑制が重要である。また、住宅密集地における火災の抑制には、感度センサーや防災用品、住宅用火災警報器等の普及が重要である。 ○ 大規模火災発生時、消防活動の遅れにより多数の死傷者が発生し、大規模火災となるおそれがあることから、住宅密集地における火災の抑制が重要である。また、住宅密集地における火災の抑制には、感度センサーや防災用品、住宅用火災警報器等の普及が重要である。	県 相良村			総務課 警察 消防
	(消防団における人員・資機材の整備)	266 県外からの応援部隊の導入体制の整備、応援部隊との連携の確保 267 警察及び消防における応援部隊の整備・強化 268 応援部隊導入のため、前線の活動拠点の複数確保等	2-4再掲	○ 大規模火災発生時、消防活動の遅れにより多数の死傷者が発生し、大規模火災となるおそれがあることから、住宅密集地における火災の抑制が重要である。また、住宅密集地における火災の抑制には、感度センサーや防災用品、住宅用火災警報器等の普及が重要である。 ○ 大規模火災発生時、消防活動の遅れにより多数の死傷者が発生し、大規模火災となるおそれがあることから、住宅密集地における火災の抑制が重要である。また、住宅密集地における火災の抑制には、感度センサーや防災用品、住宅用火災警報器等の普及が重要である。	県 相良村 事業者			総務課
7-2	(推進BGPの策定・活用)			【対応方策の概要(推進方針)】				
7-3	(沿道建築物の耐震化、通行空間の確保)			【対応方策の概要(推進方針)】				

実施すべき最急の事項 7-1	現状値	目標値
①申請件数1件 ②耐震性が不十分の住宅 全住宅数の55%	0.2019 2.2017	0.2022 2.2022

建設課

建設課

警察





期別 8-1	対応策 の概要 (事業の取組 の概要)	再掲	脆弱性評価結果	【対応策の概要(推進方針)】	取組主体・ 関係機関等	個別の事業		担当課							
						現状値	目標値								
8-1	<p>大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p> <p>(事業の取組を回避するための施策の名称)</p> <p>現在の取組 (事態を回避するための施策の概要)</p>		脆弱性評価結果	<p>【災害廃棄物処理体制の構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大規模災害時に大量に発生する災害廃棄物の処理や処理業者の確保等の対応に、復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあるため、建設関係団体と連携し、災害発生時の迅速な対応を図る。</li> <li>○ 大規模災害時に発生する災害廃棄物の処理や処理業者の確保等の対応に、復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあるため、建設関係団体と連携し、災害発生時の迅速な対応を図る。</li> <li>○ 大規模災害時に発生する災害廃棄物の処理や処理業者の確保等の対応に、復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあるため、建設関係団体と連携し、災害発生時の迅速な対応を図る。</li> <li>○ 大規模災害時に発生する災害廃棄物の処理や処理業者の確保等の対応に、復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあるため、建設関係団体と連携し、災害発生時の迅速な対応を図る。</li> </ul>	相良村	相良村災害廃棄物処理計画		保線課							
									301 災害廃棄物処理計画の策定支援等						
									302 仮置場候補地の選定						
									303 相良村での災害廃棄物処理関係機関に備える体制整備						
8-2	<p>復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者、ボランティア等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p> <p>(建設関係団体・復興を担う人材の確保)</p>		脆弱性評価結果	<p>【建設関係団体・復興を担う人材の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大規模災害時の復旧・復興を担う人材不足により、復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあるため、建設関係団体と連携し、災害発生時の迅速な対応を図る。</li> <li>○ 大規模災害時の復旧・復興を担う人材不足により、復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあるため、建設関係団体と連携し、災害発生時の迅速な対応を図る。</li> <li>○ 大規模災害時の復旧・復興を担う人材不足により、復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあるため、建設関係団体と連携し、災害発生時の迅速な対応を図る。</li> <li>○ 大規模災害時の復旧・復興を担う人材不足により、復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあるため、建設関係団体と連携し、災害発生時の迅速な対応を図る。</li> </ul>	相良村 相良村 事業者	相良村災害廃棄物処理計画		保線課							
									305 建設関係団体の協力関係、労働関係の支援等						
									306 建設関係団体との連携による応急復旧体制の強化						
									307 災害対応の専門的知識を有する人材育成						
8-3	<p>大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する</p> <p>(災害ボランティア等の連携)</p>		脆弱性評価結果	<p>【災害ボランティア等の連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大規模災害時、被災者支援を行う災害ボランティアの受入と連携を円滑に行うため、県内各地のボランティア団体と連携し、災害発生時の迅速な対応を図る。</li> <li>○ 大規模災害時、被災者支援を行う災害ボランティアの受入と連携を円滑に行うため、県内各地のボランティア団体と連携し、災害発生時の迅速な対応を図る。</li> <li>○ 大規模災害時、被災者支援を行う災害ボランティアの受入と連携を円滑に行うため、県内各地のボランティア団体と連携し、災害発生時の迅速な対応を図る。</li> <li>○ 大規模災害時、被災者支援を行う災害ボランティアの受入と連携を円滑に行うため、県内各地のボランティア団体と連携し、災害発生時の迅速な対応を図る。</li> </ul>	相良村 相良村 事業者	相良村災害廃棄物処理計画		保線課							
									308 KVOAD、JVVOADとの協定に基づいた関係構築、対応力を強化						
									309 ボランティア関係者の受入を前提とした連携体制構築						
									310 建設関係団体の連携による応急復旧体制の強化						
8-4	<p>大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する</p> <p>(被災者支援等の迅速な対応)</p>		脆弱性評価結果	<p>【被災者支援等の迅速な対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大規模災害時、被災者支援を行う災害ボランティアの受入と連携を円滑に行うため、県内各地のボランティア団体と連携し、災害発生時の迅速な対応を図る。</li> <li>○ 大規模災害時、被災者支援を行う災害ボランティアの受入と連携を円滑に行うため、県内各地のボランティア団体と連携し、災害発生時の迅速な対応を図る。</li> <li>○ 大規模災害時、被災者支援を行う災害ボランティアの受入と連携を円滑に行うため、県内各地のボランティア団体と連携し、災害発生時の迅速な対応を図る。</li> <li>○ 大規模災害時、被災者支援を行う災害ボランティアの受入と連携を円滑に行うため、県内各地のボランティア団体と連携し、災害発生時の迅速な対応を図る。</li> </ul>	相良村 相良村 事業者	相良村災害廃棄物処理計画		保線課							
									311 応急復旧関係者等が実施できる人材の確保・育成						
									312 文化財関係者等との連携による応急復旧体制の強化						
									313 建設関係団体の連携による応急復旧体制の強化						

期に あ る 備 考	8-3	現 在 の 取 組 （事 業 を 回 避 す る た め の 措 置 の 概 要）	再 掲	脆弱性評価結果	【対応方策 （今後必要となる取組）概要】 【対応方策の概要（推進方針）】	取組主体 関係機関等	重要文書指図書		担当課										
							現状値	時点 （年度）		時点 （年度）	目録値								
8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-3 被災者の生活再建が大幅に遅れる事象	（事象回避を回避するための施策の名称） 現在の取組 （事象を回避するための施策の概要）	再掲	脆弱性評価結果	【対応方策 （今後必要となる取組）概要】 【対応方策の概要（推進方針）】	取組主体 関係機関等	重要文書指図書	現状値	時点 （年度）	時点 （年度）	担当課								
												314 村民員を対象とした研修実施、応援員を派遣したミニシアター実施等	8-2再掲	大規模災害時、村民員を対象とした研修実施、応援員を派遣したミニシアター実施等により、被災者の生活再建が大幅に遅れる事象が懸念されることから、村民員を対象とした研修実施、応援員を派遣したミニシアター実施等を行う必要がある。	相良村				総務課
												315 被災者生活再建支援法の活用等	8-2再掲	被災者生活再建支援法の活用等により、被災者の生活再建が大幅に遅れる事象が懸念されることから、被災者生活再建支援法の活用等を行う必要がある。	相良村 関係機関等				総務課
												316 被災者生活再建支援法の活用等	8-2再掲	被災者生活再建支援法の活用等により、被災者の生活再建が大幅に遅れる事象が懸念されることから、被災者生活再建支援法の活用等を行う必要がある。	相良村				総務課
												317 被災者生活再建支援法の活用等	8-2再掲	被災者生活再建支援法の活用等により、被災者の生活再建が大幅に遅れる事象が懸念されることから、被災者生活再建支援法の活用等を行う必要がある。	相良村				総務課
												318 KVOAD、JVOADとの協定に基づいた関係強化、対応力を強化	8-2再掲	KVOAD、JVOADとの協定に基づいた関係強化、対応力を強化することにより、被災者の生活再建が大幅に遅れる事象が懸念されることから、KVOAD、JVOADとの協定に基づいた関係強化、対応力を強化を行う必要がある。	相良村 関係機関等				総務課
												319 ボランティア関係者の受入を前提とした連携体制構築	8-2再掲	ボランティア関係者の受入を前提とした連携体制構築により、被災者の生活再建が大幅に遅れる事象が懸念されることから、ボランティア関係者の受入を前提とした連携体制構築を行う必要がある。	相良村 関係機関等				総務課
												320 各種相談に対応するための体制整備	8-2再掲	各種相談に対応するための体制整備により、被災者の生活再建が大幅に遅れる事象が懸念されることから、各種相談に対応するための体制整備を行う必要がある。	相良村				総務課
												321 企業協賛やボランティア団体等との連携、簡工団体の分社化等	8-2再掲	企業協賛やボランティア団体等との連携、簡工団体の分社化等により、被災者の生活再建が大幅に遅れる事象が懸念されることから、企業協賛やボランティア団体等との連携、簡工団体の分社化等を行う必要がある。	相良村 関係機関等				総務課
												322 企業協賛やボランティア団体等との連携、簡工団体の分社化等	8-2再掲	企業協賛やボランティア団体等との連携、簡工団体の分社化等により、被災者の生活再建が大幅に遅れる事象が懸念されることから、企業協賛やボランティア団体等との連携、簡工団体の分社化等を行う必要がある。	相良村 関係機関等				総務課
8-4 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事象	8-4	（事象回避を回避するための施策の名称） 現在の取組 （事象を回避するための施策の概要）	再掲	脆弱性評価結果	【対応方策 （今後必要となる取組）概要】 【対応方策の概要（推進方針）】	取組主体 関係機関等	重要文書指図書	現状値	時点 （年度）	時点 （年度）	担当課								
												323 自主防犯組織等の防犯活動の強化、自治会等の活動強化、地域防犯リーダー育成の充実	8-2再掲	自主防犯組織等の防犯活動の強化、自治会等の活動強化、地域防犯リーダー育成の充実により、被災者の生活再建が大幅に遅れる事象が懸念されることから、自主防犯組織等の防犯活動の強化、自治会等の活動強化、地域防犯リーダー育成の充実を行う必要がある。	相良村				総務課
												324 コミュニティ活動の推進	8-2再掲	コミュニティ活動の推進により、被災者の生活再建が大幅に遅れる事象が懸念されることから、コミュニティ活動の推進を行う必要がある。	相良村				総務課
												325 地域コミュニティ活動の推進	8-2再掲	地域コミュニティ活動の推進により、被災者の生活再建が大幅に遅れる事象が懸念されることから、地域コミュニティ活動の推進を行う必要がある。	相良村				総務課
326 被災者生活再建支援法の活用等	8-2再掲	被災者生活再建支援法の活用等により、被災者の生活再建が大幅に遅れる事象が懸念されることから、被災者生活再建支援法の活用等を行う必要がある。	相良村				総務課												

